

令和2年第8回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和2年7月22日（水）午後2時55分

2 閉 会 日 時 令和2年7月22日（水）午後3時24分

3 場 所 小国町役場 4階 委員会会議室

4 出席した委員	1 番	山 口	満	5 番	大 谷	健 人
	2 番	舟 山	孝 夫	6 番	安 部	茂
	3 番	舟 山	秋 子	7 番	横 山	信 一
	4 番	小 嶋	剛			

5 出席した職員

事務局 長	磯 部 俊 二
事務局 次長	渡 邊 久 光
農地調整係 長	羽 田 伸 美
書 記	大 谷 虎 之 介

6 付 議 案 件

議第17号 小国町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

議第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権移転)

議第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
(賃貸借権設定)

そ の 他 農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。ただいまから令和2年第8回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。
それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、3番委員、4番委員の両名におねがいたします。

議 長 それでは、議第17号「小国町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程します。農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律第17条により、農業委員会が委嘱することとなっております。議第17号について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 ご質問がありましたら発言をお願いします。

議 長 無いようでございますので採決いたします。議第17号「小国町農地利用最適化推進委員の委嘱について」賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手いただきましたので、議第17号について、議案のとおり委嘱することに決定いたします。

議 長 次に、議第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第18号 番号1、番号2の案件につきましては、関連する事項でありますので一括して事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

4 番委員 この件につきましては、今月 17 日の午前 9 時に保育園で立ち会いをお願いして、前段に■■■さんと■■■さんの方に電話で確認取りたくて、電話しました。■■■さんとは話ができましたし、■■■さんは今 1 人で施設の方にいるということで、連絡取れなかったですけど、農地の方は理事でもあります■■■さんが主に対応していただいているということでしたので、幼稚園に聞いて、■■■さんに立ち会いをお願いしたということで、9 時に待ち合わせをして現地を見させていただきました。現地は、■■■の西側の一段下がったところにグラウンドがあり、その端の方の一角、今の地目は畑になっておりますが、現況は、春先は若干山菜とかは見えたようですが、今になるとカヤが茂っていて、そんな状態でございました。保育園の方ではそこを譲り受けた後に、せっかくの畑なのでそこを活用して山菜をもう少し充実したものを作りたいというような話でございまして、本当のグラウンドの端の一角のわずかな面積でございましたので、周りに何の影響もございませんし、問題ないということで確認を取らせていただきました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いします。ございませんか。

議 長 無いようですので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第 18 号 番号 1、番号 2 について、申請どおり、許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 18 号 番号 1、番号 2 について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に、議第 18 号 番号 3 の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

6 番委員 17 日に■■■さんの自宅に行きまして、■■■さんとともに山形の方から■■■さんもいらっしやいまして、■■■さんと■■■さんに同席のもとで、今回の申請の理由だとか現状を見させていただきました。理由ですけども、■■■さん今現在 90 歳で、旦那さんと子どもも 2 人おられたが、その 2 人も早くに亡

くされて、今は1人で管理をしていた。この土地ですが、全部で10筆ありますけども、10筆中の8筆は自宅の周りにあります。■■■さんの自宅は、■■■さんの砂利プラントの近くです。北部駐在所にこちらから行くと、駐在さんの手前の左側に入るT字路から200メートルくらい進んだところにあります。現在の状況ですけども、そこに8筆ありますが、田んぼが3筆、畑が5筆となっております。その田んぼの1筆は他の人が借り受けてわらびをしていました。今回、その借りている人にも了解を得ていますかということをお聞きしましたら、所有権を移転しますということをお話したら、かまいませんという了解は得ているそうです。あとの7筆に関しては、今耕作もしてないし、畑も何も植えていませんが、植えていない割には草も生えていないため、綺麗ですねと言ったら、■■■さんが山形から時々来て、周りの草を刈って、その辺の管理を今までしていたということです。あとの2筆ですけども、畑の1筆が舟渡のさんべいむかいと言うところがあるのですが、そこに畑が1筆あるのですが、それは基盤整備の時に畑地としてその辺に一角を取った。3本分の畑があるのですが、その3本分の畑も畑としては耕作されていませんでした。ですから、原野までとはいきませんが、管理していない状況でした。あともう1筆の田んぼの方は、ここにありますが舟渡大柳になっていますけども、場所がよくわからなかったのも、色々調べた結果、針生でした。針生の旧道の川寄りの方に、針生地域の土地と舟渡地域の土地が飛び地みたいになりました。この辺だろうというところまで見てきました。そのこの所は、湿地帯みたいになっていまして、周りの田んぼはやってないし、もう耕作放棄地ですから、周りのところを今まで■■■さんが中心となって管理をしていた。当日は、■■■さんの妹夫妻もいらっしやっていまして、今回の■■■さんに移転して管理してもらおうということについては、その親族の中でも問題ないようでした。■■■さんの経営状況は、今はゼロで何もされていませんが今後はやられますかと言う話をしましたが、今現状のところは、田んぼ畑もされていない状態なので、自分ではできないため、管理を今まで通りやっていくという事でした。親族の人たち、借りてやっている人の了承もしているということなので、管理してもらうには、今回のこの移転については問題と判断してきました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いします。ございませんか。

議 長 無いようですので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第18号 番号3、について、申請どおり、許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第18号 番号3について、申請どおり許

可することにいたします。

議 長 次に、議第19号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

5番委員 20日夕方5時から私と金推進委員、譲り渡し人■■■さん、譲り受け人の■■■さんの担当の■■■さんという方と現地で立ち会いをしてきました。その場所は、10年くらい耕作をしていないということではあったのですが、管理はしていたということでした。その周りの土地に関しても、山の入り口みたいなどころにありまして、周りの土地も■■■さんの所有している自己保全のようなところだけが2枚ありまして、その下のわらびを作っている方がいるという状況でありました。またこの土地と自己保全している土地の間には沢が流れていて、高さもだいぶ違うという状況でこの土地を事務所の駐車場にしても、周りの方には影響ないということを確認し、この件に関して問題ないのではないかなと思います。

事務局 (補足説明)

議 長 質問がありましたら、発言をお願いします。ございませんか。

議 長 無いようですので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第19号について、原案のとおり決定すること異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第19号について、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして第8回小国町農業委員会
総会の日程を終了いたします。ご苦勞様でした。

(午後3時24分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和２年７月２２日

議 長

署名委員

署名委員